



# 足立区政ニュース

## THE ADACHI KUSEI NEWS

發行  
 五〇一住千區立足  
 所役區立足  
 二雅山長大區立足  
 編輯文書係  
 課文書係  
 440  
 3847  
 電足

### 第四回足立區議會

#### 追加豫算歳入の大部分は都からの 交付金、補助金

本年第四回定例區議會は去る六月二十八日開會された

審議の案件は次の通りで何れも原案通り可決となつた

一、寄附受領に關する件：左の通りに寄附の申出があつたが何れも受領を承認することとした

- (イ) 足立區五兵衛町龍慶寺先清出橋(通稱鐘橋)
- 改修工事費の一部として五兵衛町地元代表より金壹萬圓
- (ロ) 足立區柳原町在來下水改修工事費の一部として柳原町地元代表より金六萬圓
- (ハ) 足立區花畑町自八一八番地先土留板柵復舊工事費の一部として綾瀬川以西悪水路普通水利組合より金五萬二千五百圓

二、東京都足立區立中學校位置變更の件：かてて建設中であつた區立第一及び第十五兩中學校の校舎が此の程完成したので夫々新校舎へ引移ることとなつた、兩校の位置は次の通りである

區立第一中學校 足立區千住河原町一番地

區立第十五中學校 足立區千住宮元町四七番地

#### 議員協議會

六月二十八日午前十時より

區議事堂に開會、昭和二十四年度東京都足立區歳入歳出追加豫算と

三、昭和二十四年度東京都足立區歳入歳出追加豫算として追加額六、八三七、〇五一圓を可決した

#### 追加豫算の概要

今回の追加豫算額は六、八三八、〇五一圓で當初豫算額、糧増産の爲の巡回映畫經費で一〇八、七九二、三三二圓と合算すれば一、一五、六二九、三三八圓となる、今回の追加豫算は當初豫算成立後において必要を生じた經費のうち取敢ずるべきの經費の見通しが確定的な經費のみを追加計上したもので歳入の大部分が都からの交付金補助金である、この交付金或は補助金というものは都から事業を指定され用途を限定して現金が交付されるものであり従つてこれ等を財源とした今回の追加豫算には區独自の施策を盛り込む餘地は極めて乏しかつたのである、然しこの中にも幾分か本區の特異性を折

と六三〇整備費の前年度事業繰越に伴う校舎建設費や机腰掛等の校具購入に要する追加經費である、産業經濟費において農産獎勵費はさきに述べた食糧増産巡回映畫開催と農業調整委員會議費であり、配給對策費は燃料通帳施行と不實在人口調査その他配給關係事務であり農地調整費は區農地委員會議費に要する經費と

歳入		歳出	
科款	目項	追加豫算額	備考
4 都支出金	1 交付金	6.611.051	貯蓄獎勵、配給及び登録關係等の交付金委員等、農地整備會、學校の机腰掛、窓硝子の補助金 農地賣渡事務手数料としての國からの交付金
	2 補助金	150.400	
	3 雑入	6.460.651	
7 雑収入		226.000	
歳入合計		226.000	
歳入合計		6.837.051	
歳出		歳入	
科款	目項	追加豫算額	備考
5 教育費	1 中學校費	425.535	窓硝子補修費 同上 第九中學校其の他の前年度事業繰越分と机腰掛購入費
	2 小學校費	35.000	
	3 63制整備費	157.933	
8 産業經濟費	1 農産獎勵費	5.232.602	食糧増産巡回映畫と農業調整委員會議費 配給事務及び登録事務費 農地委員會議費と農地對價徵收事務費
	2 配給對策費	1.068.258	
	3 農地調整費	234.650	
	4 農地對價徵收事務費	120.400	
9 選挙費	1 選挙人名簿製費	713.208	名簿調製事務費
	2 選挙人名簿製費	313.258	
12 諸支出金	1 選挙人名簿製費	313.258	貯蓄獎勵費
	2 諸費	30.000	
歳出合計		30.000	
歳出合計		6.837.051	

昭和二十四年度第一回追加豫算の概要

# 家賃と地代 再び修正

昨年十月家賃地代の統制額を従来の「家賃間代の修正率」一倍半乃至三倍に引上げ税率との均衡を保つて来たが、今度地方税法が改正になり地租家賃税が更に引上げられることになつたので再び増徴分に相當する地代家賃の値上げが認められることになり六月一日より實施

昭和二十三年以前 一、三倍  
昭和二十二年以前 一、二倍  
昭和二十一年以前 一、一倍  
昭和二十年以前 一、一倍  
昭和二十三年以後 据  
昭和二十二年以前 据  
昭和二十一年以前 据  
昭和二十年以前 据  
昭和二十三年以後 据

1. 家賃の場合  
2. 間代の場合  
3. 修正率

級	坪當り地代 (月額)	級	坪當り地代 (月額)	級	坪當り地代 (月額)	級	坪當り地代 (月額)
1-11	0.48	36	0.75	52	2.12	68	5.55
12-16	0.49	37	0.78	53	2.24	69	5.92
17-20	0.50	38	0.82	54	2.37	70	6.19
21-22	0.51	39	0.84	55	2.56	71	6.56
23-24	0.52	40	0.88	56	2.75	72	6.83
25	0.53	41	0.91	57	2.95	73	7.47
26	0.55	42	0.97	58	3.14	74	8.10
27	0.56	43	1.04	59	3.33	75	8.74
28	0.57	44	1.10	60	3.52	76	9.38
29	0.58	45	1.23	61	3.71	77	10.01
30	0.59	46	1.35	62	3.90	78	10.65
31	0.61	47	1.50	63	4.09	79	11.94
32	0.63	48	1.61	64	4.28	80	13.18
33	0.65	49	1.74	65	4.65	81	14.43
34	0.69	50	1.86	66	4.92	82	15.67
35	0.72	51	1.99	67	5.29		以下略

## 足立區貯蓄運動の先達 總務課區民係長鈴木主事

昭和二十三年度大藏大臣賞を授與さる

昭和二十三年度東京都貯蓄の功績者として本區總務課區民係長鈴木主事が一般個人の資格において、六月二十九日東京都通貨安定推進委員會主催貯蓄功績者表彰式に於て大藏大臣賞を授與された

日本經濟再建の鍵を握るものとして貯蓄の重要性が再認識されつゝあるとき、足立區の貯蓄奨励事務担当者中より授賞者を出すことが出来たことはとりわけ意義が深いこと、

鈴木主事は昨年四月區民係長に補せられたが、經濟再建に於ける貯蓄の重要性を確信し、序々に貯蓄推進運動を展開各方面の援助協力を得て貯蓄組合結成の飛躍的增加となり、貯蓄實踐郷の建設、子供銀行、子供郵便局の設置等となつてその實を結び今回の榮をになうこと、なつたものである

鈴木主事は今回の表彰に一般個人だけでなく、金融機關店舗として足立郵便局内足立貯蓄奨励會が、これ又大藏大臣賞の唯一の授賞者となつている

今回表彰の對象となつたも

## 転出證明に 交付手数料徴収

七月一日から施行

今度地方公共団体手数料令(昭和二十二年政令第三二七號)の改正によつて當足立區の転出證明書交付手数料を定めましたがこの中で特に區民の皆さんに關係の深いもの

- 一、事業用旅客輕車輛検査手数料 一件 百圓
  - 二、事業用旅客輕車輛検査 證再交付手数料 一件 五十圓
  - 三、事業用旅客輕車輛検査 證書換手数料 一件 三十圓
  - 四、事業用旅客輕車輛検査 交付手数料一件 五十圓
- このうち事業用旅客輕車輛検査手数料は人力車リキタク等を意味してゐます

### 區議會委員會通信

六月六日 尿尿汚取對策特別委員會

六月八日 教育委員會

六月十四日 區立第十四中學校々地に於いて

六月十五日 區立中學校建設並びに校地整備に關する陳情について

六月二十日 尿尿取對策特別委員會

六月二十日 財務合同委員會

六月二十四日 寄附受領について

六月二十四日 昭和三十四年度東京都足立區歳入歳出追加豫算について

六月二十四日 區立中學校位置變更について

### 陳情

- △教育委員會は六月二日學校建設の件について都教育委員會へ陳情を行つた
- △建築委員會は六月十五日江北地區の都市計畫用途地域變更について建設局へ陳情を行つた
- △土木委員會は區内新田地區に對する都バス乗入れの件について六月十六日二十五日の兩日に渡つて都交通局に陳情を行つた

### 八月一日現在で 商業統計調査が行われ

終戦後の商業機關の活動状況の基礎資料を作成することを目的として、八月一日現在で七月下旬には調査員が各商店等に調査にお伺ひいたしました

調査事項の中には、直接税金に關係するものはないかと懸念されるような項目もありましたが、この調査は統計法に規定により統計の目的以外には、たとえ區役所でも課税の資料に使用することは出来ません。區の職員及び調査員でも他に洩らすと、統計法による處罰を受けるのであり、絶対に御心配はありませぬから、あくまで正しい申告をお願いいたします

# 地方税制改革について

経済安定九原則による徴税の強化は今や社會並に國家財政上の重要な問題となつて居ります今日、國家にしても或は地方公共団体としてもその(財政中)歳入については租税にその大半を仰がなければなりませんその結果として當然國及地方公共団体もその健全財政を維持する爲には租税の完全徴収に俟たなければならぬ事は云う迄もありません、そこで地方財政を確立する爲第五臨時國會で地方税法の一部が改正されました

その要點は財政健全化の立前から税の増徴を計り乍ら而も従來の様に新税の創設には觸れないで現存税種の課率を引上げた事、徴収権の強化を圖る爲罰則を強化して脱税を防止した事の二點であります以下主なる改正箇所を列記します

(一) 現行税中課率等に變更を加えたもの

A 住民税

イ一人當り平均賦課額を道府縣民税七百圓(現行四百五拾圓)と、市町村民税七百拾圓(現行四百五拾圓)を合せて壹千四百五拾圓(現行九百圓)とした

ロ納税義務者の範圍を「權利能力なき社團又は社會的、經濟的現象に對應し

て皆さんの日常生活面にも直接、間接に影響して來る事は止むを得ない現實の問題であります

そこで地方自治体としても皆様に密接なる關係を持つ税法が著しく現在の環境に不適當な課税である場合は、經濟的正常なる運轉を妨げ反社會的効果を來す事を考へて、絶えず變化して止まるべき經濟がインフレーションによる環境の急變に對して全く不適當な税制を存續する結果とならないよう税制改革を目前の急務であると考へます

斯様な見地から政府に於てはシャウブ博士來朝を機會に

マックアアサ 元帥は、さきに米誌フオチン誌四月號が總司令部の官僚主義が日本の經濟復興を停滞せしめてい

るとの記事を掲げたのに對し同誌最近號に一文をよせ、日本の戦後の復興は種々の問題があるにもかゝらず、著しく進んでいゝと反論した、その中で徴税問題に付てフオチン誌は、日本では納税を怠るの者が普通だと非難している、これに對し元帥は總司令部の努力の結果本年三月末の納税は、一〇〇%に達したと述べている(朝日新聞報導)

このフオチン誌の記事でも解りますように外國人の眼には、日本人の納税に對する

一杯のコーヒーを飲んだ場合に、待合に陶然と明日の英氣?を養はれた場合でも、濟しく遊興飲食税が、かかることは己に御承知の筈であります

ですが、ともすれば、これを脱れようとする人が多々あることは眞に残念でなりません

近時納税不振の原因としてラジオや新聞で、徴税吏員の不正がしばしば、報導されて居りますが、眞に遺憾極りないことでありまして、幸ひ東京都關係におきましては、僅少であります

りまして、本區には一件もありません然し僅少だからと謂つて、軽く看過する理由はありません

りません徹底的に糾明して、こゝした悪税吏は根絶せねばなりません

に於ける道義の類著しく種々悪い印象も外國人に残りましよう

元帥の反論でも解ります様に日本人は總司令部の命令がなければ、納税成績が擧げられないのでは、日本人は

税金は少ないとか、いろいろの不平不満を洩らされます

そしてその後で、こんなことでは、眞面目に税金を納めるのは馬鹿々々しいと謂う聲であります

眞直者が馬鹿を見るのでは、ありません故に政府でも斯様な矛盾は早く取除くと、いろいろと對策を構へて居り直接擔當者も何んとかして、斯様なことの起らない様にといろいろ苦心して居ります

の石川五右衛門が、濱の眞砂は盡きるとも、世に盗人の種はつきと喚んで死んだ相ですが、脱税者と盗人と同一視することはどうかと思

ますが、今も昔も同じこと何とかして税金を脱れよう脱れようとするものも跡を断ちません

こうした脱税者を発見することは、限られた人員では不可能なことであります

は絶えず區民皆様の積極的な御協力をお願いしたいと思います

政府で今回納税奨励の振興策の一として、納税貯金を始めましたが、こゝした施策も日本經濟復興への一歩として税金完納を願う生旨から出た以外何物もありません

どうか此の際皆様に於ても納税不振の點で御教示下さい

B 地租及家屋税

標準賦課率を木税、附加税合せて賃貸價格の百分の五百(現行地租百分の二百、家屋税 分の二百五十)とした

C 入場税

入場税については變更はないのであるが、従來展覽會等の税率に入場料に對して百分の百五十であつたが、百分の六十と變更された

(二) 罰則の強化

イ新たに不納煽動、滞納處分に關する罪を規定し、それぞれ三年以下の懲役又は二十萬圓以下の罰金を科する事とした

ロ納税義務者が申告又は報告を怠つた場合は條例で三萬圓以下の過料を課し得る事とした

以上がその改正箇所でありまして國稅徵收法に從ひ地方税にも罰則が強化規定され納税者に對して眞心的な申告、報告をして、載きそして適正課税を受けられる様を望んで居ります

然し租税が國家又は地方公共団体の組織、運轉に關する必要經費の支拂ひに宛てる財源を調達する爲に、その財政

能力なき社團又

は財團」に迄擴

て皆さんの日常生活面にも直接、間接に影響して來る事は止むを得ない現實の問題であります

そこで地方自治体としても皆様に密接なる關係を持つ税法が著しく現在の環境に不適當な課税である場合は、經濟的正常なる運轉を妨げ反社會的効果を來す事を考へて、絶えず變化して止まるべき經濟がインフレーションによる環境の急變に對して全く不適當な税制を存續する結果とならないよう税制改革を目前の急務であると考へます

斯様な見地から政府に於てはシャウブ博士來朝を機會に

マックアアサ 元帥は、さきに米誌フオチン誌四月號が總司令部の官僚主義が日本の經濟復興を停滞せしめてい

るとの記事を掲げたのに對し同誌最近號に一文をよせ、日本の戦後の復興は種々の問題があるにもかゝらず、著しく進んでいゝと反論した、その中で徴税問題に付てフオチン誌は、日本では納税を怠るの者が普通だと非難している、これに對し元帥は總司令部の努力の結果本年三月末の納税は、一〇〇%に達したと述べている(朝日新聞報導)

このフオチン誌の記事でも解りますように外國人の眼には、日本人の納税に對する

一杯のコーヒーを飲んだ場合に、待合に陶然と明日の英氣?を養はれた場合でも、濟しく遊興飲食税が、かかることは己に御承知の筈であります

ですが、ともすれば、これを脱れようとする人が多々あることは眞に残念でなりません

近時納税不振の原因としてラジオや新聞で、徴税吏員の不正がしばしば、報導されて居りますが、眞に遺憾極りないことでありまして、幸ひ東京都關係におきましては、僅少であります

りまして、本區には一件もありません然し僅少だからと謂つて、軽く看過する理由はありません

りません徹底的に糾明して、こゝした悪税吏は根絶せねばなりません

に於ける道義の類著しく種々悪い印象も外國人に残りましよう

元帥の反論でも解ります様に日本人は總司令部の命令がなければ、納税成績が擧げられないのでは、日本人は

税金は少ないとか、いろいろの不平不満を洩らされます

そしてその後で、こんなことでは、眞面目に税金を納めるのは馬鹿々々しいと謂う聲であります

眞直者が馬鹿を見るのでは、ありません故に政府でも斯様な矛盾は早く取除くと、いろいろと對策を構へて居り直接擔當者も何んとかして、斯様なことの起らない様にといろいろ苦心して居ります

の石川五右衛門が、濱の眞砂は盡きるとも、世に盗人の種はつきと喚んで死んだ相ですが、脱税者と盗人と同一視することはどうかと思

## 再建と納税

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

(1) 消費税税源の國と地方との配分適正化

(2) 地方配付税の三割法定率の確保

(3) 有力税種の地方税法系への導入

(4) 市町村獨立稅收の改革

(5) 事業税、入場税、遊興飲食税の税率の引下げ等

國庫財政優先の考へを改めて地方財源の擴充を内容とする根本的改革方針を決定したのであります

シャウブ博士による國家財政と地方財政と共に併せての税制、財制の改正確立を我々は期待するものであります

一杯のコーヒーを飲んだ場合に、待合に陶然と明日の英氣?を養はれた場合でも、濟しく遊興飲食税が、かかることは己に御承知の筈であります

ですが、ともすれば、これを脱れようとする人が多々あることは眞に残念でなりません

近時納税不振の原因としてラジオや新聞で、徴税吏員の不正がしばしば、報導されて居りますが、眞に遺憾極りないことでありまして、幸ひ東京都關係におきましては、僅少であります

りまして、本區には一件もありません然し僅少だからと謂つて、軽く看過する理由はありません

りません徹底的に糾明して、こゝした悪税吏は根絶せねばなりません

に於ける道義の類著しく種々悪い印象も外國人に残りましよう

元帥の反論でも解ります様に日本人は總司令部の命令がなければ、納税成績が擧げられないのでは、日本人は

税金は少ないとか、いろいろの不平不満を洩らされます

そしてその後で、こんなことでは、眞面目に税金を納めるのは馬鹿々々しいと謂う聲であります

眞直者が馬鹿を見るのでは、ありません故に政府でも斯様な矛盾は早く取除くと、いろいろと對策を構へて居り直接擔當者も何んとかして、斯様なことの起らない様にといろいろ苦心して居ります

の石川五右衛門が、濱の眞砂は盡きるとも、世に盗人の種はつきと喚んで死んだ相ですが、脱税者と盗人と同一視することはどうかと思

ますが、今も昔も同じこと何とかして税金を脱れよう脱れようとするものも跡を断ちません

こうした脱税者を発見することは、限られた人員では不可能なことであります

は絶えず區民皆様の積極的な御協力をお願いしたいと思います

政府で今回納税奨励の振興策の一として、納税貯金を始めましたが、こゝした施策も日本經濟復興への一歩として税金完納を願う生旨から出た以外何物もありません

どうか此の際皆様に於ても納税不振の點で御教示下さい

りまして、本區には一件もありません然し僅少だからと謂つて、軽く看過する理由はありません

りません徹底的に糾明して、こゝした悪税吏は根絶せねばなりません

に於ける道義の類著しく種々悪い印象も外國人に残りましよう

元帥の反論でも解ります様に日本人は總司令部の命令がなければ、納税成績が擧げられないのでは、日本人は

税金は少ないとか、いろいろの不平不満を洩らされます

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……



社會の裏

社會調査指導員の手記

こゝに紹介する手記は本民生館に配属された東京都社會調査指導員の服務日誌より抜萃したものであるが、特に悲惨な家庭を選

四月二十五日 民生委員 1 氏擔當世帯の第一回巡回中、文子さんの家庭が特に悲惨であるとの連絡を受け訪問する

四月二十六日 児童福祉司に連絡するため區役所に行つたが不在、再び文子さん宅訪問

四月二十七日 區役所の児童福祉司に會ひ、この迄の経過と處置を報告し

四月二十八日 ツベルクリン反應の跡を見る

五月七日 文子さん宅近くを通りかゝり、文子さんの容態急變し危篤との知らせを受く

五月十二日 容態や、もちなはず、星美學園の先生が見舞に來て

五月十七日 文子さん死亡す

五月十八日 文子さん宅に行つてみるとなきがらに既に運ばれ

五月二十日 區役所に福祉司を訪ひ書類一切の手續を依頼し

洋服を着て見違へる程愛らしくなつていた擔當の先生に母親の死亡を傳へ

五月二十日 區役所に福祉司を訪ひ書類一切の手續を依頼し

五月二十日 區役所に福祉司を訪ひ書類一切の手續を依頼し

五月二十日 區役所に福祉司を訪ひ書類一切の手續を依頼し

五月二十日 區役所に福祉司を訪ひ書類一切の手續を依頼し

清水表装店 千住高砂町一二三 元三軒家通り土手際

測量設計 土地建築設計 建築出願代理 土地測量

コスゲ事務所 建築代理 小菅 茂 千住末廣町二五 末廣町消防署通り

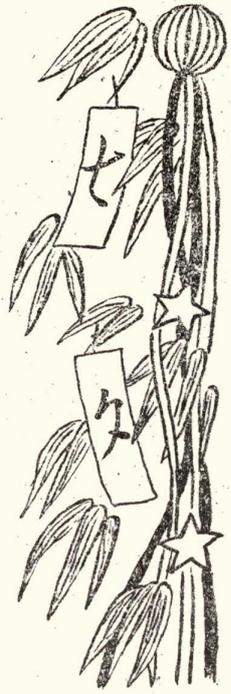
足立名物

花火大會復活

八月十三日千住新橋河畔に華々しく開催

大正十三年十住新橋開通記念花火大會を第一回として昭和十四年に至る間、數回に亘り開催され、その絢爛豪華を全國に謳われた本區の花火大會も戦争のため一時中絶の形となつていたが最近に至り經濟復興區政振興、はたまた國民慰安のため今夏を期して華々しく復活しようとの聲が各所に澎湃として起りつゝ、あるのでこの際往年の華かさゝ再現すべく有志間において寄々協議中の處、會長には日新工業社長佐久間榮吉氏を推し八月十三日を期して千住新橋上下流に打揚、仕掛數百發の花火を打揚げる豫定で具体案を進めることとなつた。

季節の窓



天の川の東岸度の逢瀬を待ちびた、その七夕を「たなばたと讀むのは美しい天女が日が七月七日で、もしその頃織女に棚機姫の名をあてたも付で明けても暮れても機を織ので織女は渡ることが出来ず川ヤのように輝くこと座」の音が日本にもある

織女とは夏の夜空に青ダイをそばにおいているとの傳説が日本にもある

鵲の橋や銀河のよこ曇り

來山

七夕は

降ると思ふが浮世かな

嵐雪

七夕の里へ這入るや川の音

土芳

だてた「おし座」のアルファが

牽牛であり天の川の兩岸にまたたき會う様子は正に女夫星であり中國に七夕の傳説の生れた所以であるう

織女とその近くの二ツの星について織女が天から降りて漁夫に羽衣をかきされ泣く泣くその妻となつて二人の子を生み後に羽衣を發見して共に天上に歸り今も二人の子供をそばにおいているとの傳説

淵江實踐郷の動き活潑

淵江小學校(こども)郵便局開設

新生活と貯蓄の理想郷土建設に努力中の淵江實踐郷では今回實踐郷常任委員の六月町郵便局長同小學校長及びPTA役員等の盡力により六月十五日「淵江小學校(こども)郵便局」を開設し区内(こども)郵便局設立の嚆矢をなした今後は毎週火曜日に事務を行うこととなつているが第一回の預金額は約二萬圓に達しその成績は頗る良好である尙局長は六年生松

貯蓄の奨励と

農村慰安映畫の夕

淵江實踐郷では郵政省の後援を得六月町郵便局との共同主催により去る六月十五日午後八時より淵江小學校庭に於て二篇である

「河童天國」

足立學童水泳會受付はじまる

一昨年來、夏季休暇中の學童を對象として健全な水泳指導により体位向上、水泳技術の修得、不良化防止と再建日本將來を背負つて立つべき兒童の育成保護に貢献しつゝ、ある放水路の水泳會は、今年も東京郡、足立區役所足立學童水泳會との共催により開催される

この申込は既に各學校に於いて受付中であるが、直接區役所教育課へ申込まれてもよい

待望の

映畫教室開設

千住東寶劇場と西新井觀光劇場

視覚教育としての映畫の持つ重要性に鑑み本區でははかれて映畫教室を設け映畫を通じて生徒兒童に完全な視覚教育を施すべく映畫教至運営委員會を設け委員にはその方面の専門家を依囑し映畫教材の選擇プログラムの編成資料蒐集などその完遂に努力して來たの

であるがこの程西新井觀光協會並びに千住東寶劇場関係者の協力を得て先づ西新井觀光劇場、千住東寶映畫劇場に映畫教室を開設する運びとなつた千住東寶映畫劇場では六月二十八日から七月四日迄(日曜を除く)九時八分、十時三十分、十二時二十三分の三回、「日本敗れたれど」外ニュース數本を上映、尙西新井觀光劇場では七月十三日から映畫教室を開設の豫定であるが上映の映畫は未定である



# 税金と私達の生活 (十二)

## 地方税の話 其の十

前回迄に私達都民に課せられる各種の地方税について概略お話ししましたから今回、これ等を總括して体系としての地方税を考えて見たいと存じます。地方税とは國家の税金——國税——に對して、地方公共團體の税金を地方税——と呼びます。地方公共團體は、府縣と市町村に分けて府縣の税金を府縣税、市町村の税金を市町村税と謂います。

東京都は行政上他の府縣と異り、府縣と大都市の二つの性格を持つてなり、税制の面に於いても、三多順地方は市町村税相當分と府縣税相當分との各區分で課税されますが、二十三區の特別區の區域(舊東京市)に於いては一個の大都市として、府縣税相當分と市町村税相當分の二つの合算率により課税されてをります。

特別區は行政上、市に準ずるものとされてはをりますが、各區が獨立した自治体であるとの理由で、まちまちに活動を致しますと、都全体から見ての調和乃至發展の支障に成る場合も生じため、二十三區を合せて大都市——東京都——を構成し各區は都の下部組織体として都の統制下に置

- 一 附加税 (都税附加税)
- 地租附加税
- 家屋税附加税
- 不動産取得税附加税
- 原動機税附加税
- 二 獨立税
- 區民税
- 舟税
- 自轉車税
- 荷車税

### 金庫税 使用入税 犬税

以上であります。これ等の他に市税相當分として事業税以下都の獨立税に對しても附加税を課すべき處、現在ではこれ等の税金は都税として合算課税されたものを特別區配付税として各區の財政、人口、面積其の他の事情を勘案され還元配付されてをります。このことは例えば台東區は入場税、遊興飲食税等が莫大であり、中央區等は大ビル、大邸宅等多數あるため家屋税、地租等が他區に比較して高額の擧りますが他面葛飾、足立の様に税源として有力なものを持たぬ區もあり、この間の財政調整を計るためであり富有でない區にとつて、この配付税制度は有利なものといえます。然しこの配付税額を定める基準を何處に置かんと謂う問題が残ります。人口の多少、面積の廣狹、戰災の有無等、この基準に置かれればならぬ點は無數であり、各區の利害相反する點はテリケートな問題であります。

この配付税につきましても、區には特別區配付税と都には地方配付税があります。戦前は大きな會社、工場があり隆盛な事業より擧げる税金で比較的豊たつた處も戰災で破壊され反對に復興と云う事業もあり六三制、自治体警察等

公共事業は益々複雑になり、この尨大な歳出に對する歳入は枯涸した現行地方税にまつ外は無くなつて來てをります。税は思ふ程擧つて來ずしかも配付税には限りがあるとしてもたならぬと云うことになりま。す然し寄附の亂用は決して健全な財政とは謂へません。然らば今後の地方財政は「何處へ行か」と云うことになりま。す起債がゆるされぬ現狀に於いては、やはりこれを税に持つて行く外はありませぬ。

<p>建築工場設計 特殊、建物設計 工事監督、出願 代理、土地測量</p> <p>長谷川 建築事務所</p> <p>千住末廣町二三 末廣町消防署前</p>	<p>土地測量 建築工場 出願代理</p> <p>石戸工務所</p> <p>建築代理士 石戸時雄</p> <p>事務所 足立區役所前 電話 足立三〇六四番 西新井警察隣り 自宅 足立區栗原町二〇五</p>	<p>區役所・諸官廳御用 電燈・電力・電熱・工事</p> <p>ミノタ電気商會</p> <p>箕田昌弘</p> <p>足立區千住仲町九一番地 電話 二八二五番(呼)</p>	<p>醫療用品 工業用品 履物用品 其他用品</p> <p>足立區西新井町一六七五</p> <p>三和護謨 製造合資會社</p> <p>電話 足立二二三八一</p>
---	--	--	--

御中元には是非!

東京青果商業株式會社  
第五十四支店

さ、や果實店  
岸彌助

東京都足立區  
千住仲町五十八番地  
東海銀行前

區民の新聞に投稿を乞ふ

# 足立タイムズ

THE ADATI TIMES

諸印刷と文房具  
諸法令用紙  
取揃ひました

織田印刷所

千住二ノ五五  
電 足三七六七番  
北千住驛前美觀商店街通